

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和46年3月18日議会の議決により指定された「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年11月6日

東大和市長 尾崎 保夫

記

1 件名

庁用自動車の人身事故による損害賠償（人身損害）の額の決定及び和解について

2 和解の相手方

[Redacted]

3 損害賠償額

33,600円

4 和解の要旨

- (1) 東大和市（以下「甲」という。）の [Redacted]（以下「乙」という。）に対する本件事故の人身損害に係る損害賠償額は、33,600円とする。
- (2) 人身損害に係る損害賠償額33,600円は、治療費として既払済の166,855円の外、支払うものとする。
- (3) 甲と乙の間には、本和解条項に定めるもののほか、本件に関し、なんらの債権債務のないことを相互に確認する。